

具体的な事例に則した  
Q & Aで解説。

事前通知前の意見聴取

**Q** 税務調査の事前通知が行われる際に、その通知前に税務代理人の税理士に対して意見聴取がされることがあると聞きました。それはどのようなものなのでしょうか。

**A** これは、平成14年に改正された税理士法33条の2の規定で、税務当局が関与税理士等に対して行う一般的な意見聴取のことです。

具体的には、税務当局が納税者等に対し申告に係る租税に関し日時、場所を和（事前通知）して帳簿書類の調査をする場合、税理士法33条の2および30に規定する書面を提出している税理士等があるときは、税務当局は事前通知する前に、その税理士等に通知して、税理士法33条の2に規定する書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないとされています。

**解説** ① 計算・整理等をした事項を記載した書面の添付

面添付制度 税理士法33条の2第1項には、税務代理権限を持つ税理士または税理

## 半期に1度支給する役員報酬

**Q** 当社は、役員報酬につき、その3分の2を毎月、1度支払うこととし、これらをすべて損金計上してところが、半期ごとに支払う部分は役員賞与と勘定され、損金算入を否認されると聞きましたが、そうでしょうか。

**A** 役員報酬の額は、定期定額に支払われる給与をますので、特定月の増額支給部分は、定期の給与から賞与となり損金に計上できません。また非常勤役員に対するものであっても、毎月定額の給与の1度別に支給する給与も定期の給与にならず、賞与となります。

**解説** ① 商法上の役員報酬と賞与

役員報酬は、役員受任者としての職務執行の対して会社から支払われるものであり、利益の有無にかかわらず金額が支払われるものです。

一方、役員賞与は、役員が会社の収益等に特別に貢献したことを表彰するものであり、その支払は臨時的です。

## 修繕費を証明する書類

**Q** 修繕費として計上したものが、税務調査によって否認とよくあるようです。否認されないためには、どのような準備すればよいのでしょうか。

**A** 税務上、修繕費に該当することを証明できる事項が記している見積書、請求書などの証拠資料を保存しておくことです。

**解説** ① 資本的支出と修繕費の区分

税務上の修繕費 建物、建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具の固定資産について、修理や補修または改良を行ったことによる費用は、一般的に修繕費と認識されがちです。しかし、税務上の修繕費と認められるためには、これらの支出のうち一定の範囲に

## 14 減価償却費

調査のポイント

各項目ごとに調査上の要点、調査方法、対応の仕方が明示してあります。

- ① 固定資産台帳が整備されているか。
- ② 減価償却資産の計上漏れはないか。
- ③ 非減価償却資産を減価償却資産としていないか。
- ④ 取得価額に誤りはないか。
- ⑤ 耐用年数に誤りはないか。
- ⑥ 中古資産の耐用年数に誤りはないか。
- ⑦ 償却方法に誤りがないか。
- ⑧ 現状では減価償却できないものを償却していないか。
- ⑨ 少額減価償却資産としているものに誤りはないか。
- ⑩ 一括償却資産の損金算入に誤りはないか。
- ⑪ 修繕費等のなかに資本的支出はないか。
- ⑫ 材料費、外注費等のなかに減価償却資産が含まれていないか。

税務調査七

六九

# Q & A

税務調査の準備から対応までを、  
Q&Aでわかりやすく解説!!

# 税務調査対策の手引

編集 税務調査研究会  
代表 金子秀夫 (税理士)

税理士・企業経理担当者必携!!

## 税務調査対策の決定版!

税務調査について、法人税や消費税・源泉所得税のみならず所得税・相続税・贈与税・印紙税までも含めて、日頃の準備から事後の対応までを具体的に解説した税務調査対策の決定版です。

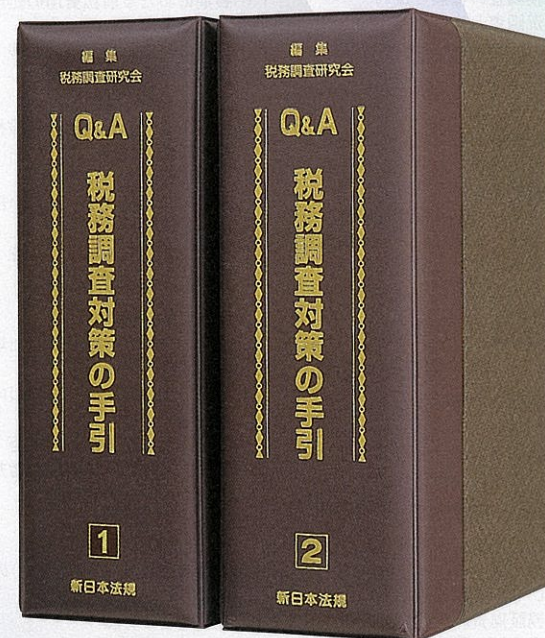
## 一目で確認できるチェックポイント!

各項目ごとに、税務調査のポイントや調査方法、具体的な対応のポイントが一覧表にまとめてありますので、実務においてチェックすべきポイントを一目で確認することができます。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,244頁  
定価17,600円(本体16,000円)送料960円

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)





# Q&A 税務調査対策の手引

# 掲載内容

## 第1章 税務調査を知る

### 第1 税務調査の基礎知識

- 行政調査としての税務調査
  - 税務調査の目的
  - 狭義の行政調査の特徴
  - 税務調査の執行機関
  - 2 税務調査の法的権限
  - 税務調査権の4形態
  - 税務調査に関する罰則
- 任意調査（通常の税務調査）
  - 当該職員の情報検査権
  - 質問検査の実施細目
  - 調査の必要性和理由の開示
  - 事前通知前の意見聴取
  - 税務調査の事前通知
  - 私物やプライバシーに係る調査
  - 帳簿等の領置
- 4 税務調査の内容
  - 税務調査の種類と流れ
  - 現況調査とは

### 第2 調査対象の選定

- 法人税における調査対象
- 法人管理区分と調査対象
- 連結納税をした場合の調査対象
- 源泉所得税における調査対象
- 消費税における調査対象
- 所得税における調査対象
- 贈与税・相続税における調査対象
- 印紙税における調査対象
- 総合調査における調査対象

## 第2章 税務調査対策

### 第1 税務調査対策とは

- 税務調査に備えるために
- 銀行調査対策
- 反面調査対策
- 現況調査の対策

### 第2 税務証拠資料の整備

- 税務証拠資料の種類、要件および保存期間
- 疑いを招く税務証拠資料
- 税務証拠資料への調査
- 電子帳簿に対する調査
- コンピュータ化と税務調査

### 第3 税務調査当日の対応

- 用意すべき帳簿・書類等
- 代理人(税理士)への立会いの依頼
- 調査官への対応

## 第3章 法人税の調査と対応

### 第1 流動資産

- 現金
  - 現金の帳簿残高と実残の不一致
  - 現金の帳簿残高が過大な場合
  - 現金出納帳の形式
- 2 諸預金
  - 簿外預金の処理
  - 未入金小切手などの処理
- 3 受取手形
  - 受け入れた融通手形と利息の処理

- 手形割引での問題
- 4 売掛金
  - 売掛債権の貸倒償却の正しい方法
  - 前期に貸倒償却が否認された売掛金
- 5 有価証券
  - 価額が著しく下落したいわゆる上場株式等の評価
  - 一部有償減資があった場合の残株の帳簿価額の計算
  - 自己株式の期末評価
- 6 たな卸資産
  - 実地棚卸の適正な処理
  - 展示商品などの評価
  - 夏物商品の評価
  - 有償支給材料の会計処理
- 7 貸付金
  - 役員に対する貸付金の処理
  - 取締役会議事録と契約書の作成

- 8 短期前払費用
  - 前払家賃・保険料等の処理
  - 長期にわたる前払費用の処理
- 9 仮払金
  - 役員に対する仮払金の処理
  - 使途不明金の処理
- 10 未成工事支出金
  - 建設工事での足場代・仮設材料の経理処理
- 11 貸倒引当金
  - 実質的に債権とみられない部分の金額
  - 預託金方式のゴルフ会員権

### 第2 固定資産

- 1 減価償却資産
  - 土地と建物を一括購入した場合の取得価額の区分
  - 建物付土地の取得後1年以内の建物取壊費用
  - 稼働休止資産の償却の可否
  - 店頭展示のリース機械の償却始期
  - ホームページの制作費
- 2 土地等
  - (1) 土地重課(適用停止中)
  - 土地重課制度(適用停止中)の概要
  - 譲渡の時期
  - 造成団地の分譲
  - 譲渡のために直接または間接に要した費用
  - (2) 新規取得土地に係る借入金の利子(廃止)
  - 建物を建築するための土地の取得
  - 宅地造成・建売住宅建設のために取得した土地
  - 損金不算入とされた負債利子の損金算入
  - (3) 借地権
    - 無償返還の届出と地代の認定課税
    - 借地権の無償返還
- 3 無形固定資産
  - 営業権
  - 電話加入権
- 4 投資等
  - 生命保険の転換

### 第3 繰延資産

- 1 現金
  - 現金の帳簿残高と実残の不一致
  - 現金の帳簿残高が過大な場合
  - 現金出納帳の形式
- 2 諸預金
  - 簿外預金の処理
  - 未入金小切手などの処理
- 3 受取手形
  - 受け入れた融通手形と利息の処理

### 第4 流動負債

- 社長に対する未払金
- 決算賞与における債務確定基準

### 第5 固定負債

- 役員家族からの長期借入金

### 第6 資本

- 組織再編成における合併比率の決め方

### 第7 売上収益

- 1 売上高
  - 引渡基準による収益計上時期
  - 委託販売による収益計上時期
  - 物の引渡を要しない請負収益の計上時期
  - 物の引渡を要する請負収益の計上時期
  - 固定資産を譲渡した場合の収益計上時期
  - 長期大規模工事の場合の収益計上時期
  - 工事進行基準を適用する場合の収益計上時期
  - 建設業の部分完成基準による収益の計上時期
  - 商品券等の発行に係る代金の収益計上時期
  - 入居一時金の収益計上時期
  - 役員への商品の低額譲渡
  - 広告宣伝用資産の贈与を受けた場合の経済的利益
  - 販売促進手段としてのポイント制等
- 2 売上高控除
  - 売上割戻しの認識基準
  - 事前決めのない売上割戻し
  - 仕入割戻しの認識基準

### 第8 売上原価

- 非原価項目とすることができる費用
- 有価証券の譲渡原価
- 売買目的有価証券の移転——適格組織再編成の場合
- 宅地の分譲原価

### 第9 販売費・一般管理費

- 1 従業員給与
  - 原価に算入すべき労務費
  - 特殊関係使用人の給与
  - 執行役員の賞与
- 2 従業員退職金
  - 出向者の退職給与金
  - 出向先法人における支払予定の退職給与負担金の未払金計上
  - 執行役員となった従業員への退職金
  - 使用人兼務役員の使用人分退職給与
  - 個人事業時代の在職期間を通算して支給する退職給与
  - 退職給与引当金の累積限度額
- 3 役員報酬等
  - 半期に1度支給する役員報酬
  - 役員報酬の増額分の遡及支給
  - 役員報酬の減額分の遡及支給
  - 仮装経理等により支給した役員報酬
  - 出向役員に対する役員報酬の較差補填

### 4 役員退職金

- 退職後4年以上経過して支給する役員退職金
  - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
- 3 雑収入
    - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
    - スワップ取引の損益の帰属時期
    - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
    - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第13 特別損失
    - 横領金の損金算入
    - 関係会社の債務の肩代わり
  - 第14 その他
    - 赤字申告法人への調査
  - 第4章 源泉所得税の調査と対応
    - 源泉所得税の調査と用意する資料
    - 源泉所得税の徴収時期と納付期限
    - 源泉所得税の納期の特例と納期限の特例
    - 源泉所得税に関する付帯税
    - 現物給与の意義
    - 食事の現物給与の取扱い
    - 社宅と経済的利益
    - 会社契約の生命保険の取扱い
    - 役員損害賠償責任保険の保険料
    - 海外への慰安旅行の取扱い
    - 非課税所得とされる通勤手当
    - 単身赴任者の帰宅旅費
    - 持家対策としての貸付金の利息と利子補給
    - 仮払いや分割払いの役員退職金の源泉徴収時期
    - 不正行為により流用した金員
    - 外注費支出と源泉税の取扱い
    - 日々雇い入れられる建設労働者に支払う賃金
  - 第10 営業外収益
    - 1 受取利子
      - 救済のための無利子の貸付け
      - 利子の収益計上時期
    - 2 受取配当金
      - 益金不算入の控除負債利子の計算方法
      - 未収配当金の見積計上
      - 特定金銭信託、ファンド・トラストの運用損益の計上時期
    - 3 雑収入
      - 土地信託にかかる建物賃貸料の収益計上時期
      - スワップ取引の損益の帰属時期
      - ストック・オプションの権利行使により、所有していた自己株式を譲渡した場合
      - 寄附金の収益計上時期
  - 第11 営業外費用
    - 1 資産の評価損
    - ゴルフ会員権の評価損
    - 2 雑損失等
    - ビル建設に伴う日照権補償金(不動産賃貸業)
  - 第12 特別利益
    - 補償金の収益計上時期
    - 損害賠償金の収益計上時期
    - 債務免除を受けた場合の収益の認識基準
  - 第